

1. 基本情報

国名：開発途上地域

案件名：Women's World Banking 女性の金融アクセス向上事業

調印日：2020年2月14日

出資先名：Women's World Banking Capital Partners II

2. 事業の背景と必要性**(1) 女性の金融アクセスの開発の現状・課題及び本事業の位置づけ**

多くの開発途上国において、女性は就業や雇用、土地や財産、金融サービスなどへのアクセスが限られ、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」は持続可能な開発目標（SDGs）の一つにも掲げられるなど、開発途上国にとって大きな開発課題となっている。上記目標を達成する上で、女性の金融アクセス向上は重要な開発課題の一つである。

正規の金融機関に口座を有さない世界の成人人口約17億人のうち約10億人は女性である。その格差は開発途上地域で大きく、男女間で9%のギャップが見られる。本ファンドがフォーカスしているサブサハラ・アフリカ、南アジア地域は男女間の格差がそれぞれ9%、18%と世界の他の地域より大きい。また、女性の金融包摂を促進するためには、口座保有率を向上させることのみならず、女性が抱える課題（低い金融リテラシー、限定的な資産保有、制限されたモビリティ、低い携帯電話保有率等）に対応し、女性のライフサイクルに応じた金融ニーズに合致するサービスを提供すること、加えて女性にアウトリーチするための適切なデリバリーチャネルを構築することが重要である。

かかる状況において、マイクロファイナンス機関のみならず多様な金融サービス提供機関による女性の課題やニーズに応じた金融サービスの提供を促進し、経済的エンパワーメントを推進することは、単に公平性の確保に留まらず、女性の市場経済への参画を促す等、貧困削減や開発効果の向上の観点においても重要である。

(2) 女性の金融アクセスに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け

2016年5月に日本政府が発表した「女性の活躍推進のための開発戦略」では、「女性起業家支援、貯蓄・保険等も含むマイクロファイナンスなどの小規模金融サービスの提供、地場産業や一村一品振興活動への女性の参画促進を通じ、女性の経済的エンパワーメントに取り組んでいく」ことが謳われている。JICAはジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進しており、優先課題の一つ

として女性の経済的エンパワーメントの推進に取り組んでいる。また、我が国も参加する形で 2018 年 6 月 9 日、G7 シャルルボワ・サミット（カナダ）にて発表された「G7 2X チャレンジ：女性のためのファイナンス」イニシアティブでは、G7 各国の開発金融機関が、自らの資金提供を呼び水に民間の投資を促進することで、2020 年までに 30 億ドルの資金を動員することを目指すこととしている。

本事業は、民間の資金を動員して開発途上地域の金融機関への資金支援を行うことにより、女性の金融アクセス向上に向けた取り組みを促進し、域内の貧困削減や女性のエンパワーメントに取り組むものであり、当該地域の開発課題、我が国及び JICA の支援方針に鑑み、その意義・必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、サブサハラ・アフリカ、南アジア地域を中心とする開発途上地域において、ファンドへの出資を通じて、女性向け金融サービスを提供する金融機関へ投融資と技術支援を行うことにより、女性の金融アクセスを促進し、以って投資対象国における女性の経済的エンパワーメントの向上に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

主にサブサハラ・アフリカ、南アジア地域

(3) 事業内容

① 出資額：Class A に対し 11.5 百万米ドル（出資比率 11.5%）

※本ファンドへの投資形態は、Risk Sharing Lender（融資）、Class A（出資）、Class B（出資）に区分される。Risk Sharing Lender は株式投資ができない OPIC（2019 年当時）からの投資を念頭に置いたもの。償還や配当等において Class A に劣後する Class B に対しては、EU、USAID、ドイツ政府等が出資。

② 事業計画の概要：サブサハラ・アフリカ、南アジア地域を中心とする開発途上地域における女性向け金融サービスを提供する金融機関を、ファンドへの出資を通じ支援するもの。投資先金融機関に対しては、Women's World Banking を通じて女性の金融アクセスの促進のための技術支援がなされる。

③ 事業費：100 百万ドル（ファイナルクローズ終了時の見込み）

(4) 事業実施スケジュール

2020 年 3 月にファーストクローズ。ファイナルクローズは 2021 年 9 月末を予定。ファンド存続期間はファーストクローズから 10 年後に終了予定（最大 2 年間の延長が可能）。

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

- 1) 社会環境配慮
 - ① カテゴリ分類：C
 - ② カテゴリ分類の根拠：「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、本事業による環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため。
- 2) 貧困削減促進：預金・借入等の金融サービスを貧困層に拡大することで貧困削減の促進が期待される。
- 3) 社会開発促進：ジェンダー分類

【ジェンダー案件】「GI（P）女性を主な裨益対象とする案件」

＜活動内容/分類理由＞ 女性向けの金融サービスを拡大し、女性の経済的エンパワーメントを促進する。
- (6) 他ドナー等との連携：USDFC（米）、KfW（独）、EIB、EU、ドイツ政府、USAID（米）等が本ファンドに出資。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値（2020年） 【実績値】	目標値（2030年） 【ファンド終了年】
投融資件数	0	12～15件
Net IRR*	0%	【非公表】
投融資先の平均女性顧客比率	N/A	50.0%

Net IRR*：ファンド運営費控除及びGPリターン配当後IRR（ドルベース）

(2) 定性的効果

女性の金融アクセス促進、女性の収入向上、女性起業家の企業の売上増大

5. 前提条件・外部条件

特になし。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果

インドの地方企業育成基金事業において、投資候補案件から構成されるパイプラインリストの確認を通じ、投資先が確保されるか十分に確認することが必要。また、投資家としてファンドマネージャーの能力評価、及び必要に応じてファンドマネージャーを交代させる権限を事前に確保することが効果的であるとの教訓が得られている。

(2) 本事業への教訓

本ファンドでは、パイプラインは既にショートリストで 40 社以上が積み上がっていることを確認している。投資チームの能力評価も 2 号ファンドの運営体制に係る審査を通じて確認されており、また今後締結する Limited Partnership Agreement (LPA) 等において一定の条件下において投資チームの交代を可能とする権利を確保済み。

7. 評価結果

本事業は、開発途上地域の女性の金融アクセスにおける課題、並びに我が国及び JICA の援助方針に合致しており、また SDGs ゴール 5 (ジェンダー平等)、及びゴール 17 (パートナーシップ) に貢献するため、JICA が本事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
ファンド終了直後 (2030 年) (予定)

以 上